

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」等に関する意見の募集（パブリックコメント）について

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」及び「平成二十四年四月環境省告示第六十三号（環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項）の一部を改正する件」についての御意見を募集するため、令和8年8月25日（火）から同年9月23日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

第217回国会において成立した環境影響評価法の一部を改正する法律（令和7年法律第73号。以下「改正法」という。）において、建替事業（既存工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業）に係る配慮書手続の見直し等を規定しました。

改正法の施行のため、環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）及び環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成24年4月環境省告示第63号）の改正を検討しています。

2. 意見募集の対象

- ・【案文】環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案
- ・【新旧対照表】環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案
- ・平成二十四年四月環境省告示第六十三号（環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項）の一部を改正する件

3. 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和8年8月25日（火）から同年9月23日（水）まで

（2）意見提出方法

御意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）から提出してください。

e-Govの「意見募集案件」の一覧から「「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」等に関する意見の募集（パブリックコメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より御提出ください。

e-Gov

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

4. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

5. 注意事項

- ・皆様から頂いた御意見については、氏名等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効とさせていただきます。

くことがあります。

- ・御意見に対し、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せることがあります。
- ・個人情報については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用いたしません。

6. 問合せ先

環境省大臣官房環境影響評価課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

T E L : 03-3581-3351 (内線 7234)